

※目黒区基幹相談支援センター事業内容一覧より該当項目を抜粋している。

項目	業務	内容
1. 運営形態	運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者・経験者の増員（令和4年5月18日現在 常勤3名） ・相談支援事業従事者初任者研修および専門研修の受講
	基幹運営会議の設置	年4回
2. 障害種別に関わらず総合的な対応の実施	<p>(1) 障害種別に関わらず総合的な相談支援事業者への後方支援</p> <p>(2) 要配慮ケースへの相談支援事業所の後方支援</p>	<p>サービス担当者会議に参加し、区内地域課題についての情報を収集することで区の現状把握を行う。それらの情報を集約・分析し「障害種別に関わらず総合的な相談支援事業者への後方支援」を行っていく土台とする。</p> <p>各相談支援事業所から相談を受けた対応困難な事例については、関係機関との調整の実施や関係者会議を開催することにより、複数関係機関の連携による支援につなげる。その後、進捗を共有するなど、継続した支援・フォローを行っていく。また、地域生活支援拠点と、必要に応じた連絡調整及び支援協力を行う。</p>
3. 地域の相談支援体制の強化および支援力の質の向上への取り組み	研修会の開催	<p>年2回</p> <p>研修会は、サービス担当者会議の参加や相談支援専門員からの相談に沿って、相談支援専門員のニーズや地域の課題を抽出し企画を行う。また、相談支援部会と協議の上でのアンケート等の実施を行い、議題となる課題を収集し、企画、開催を行う。</p>
	事例検討会の開催	<p>年2回</p> <p>まずは相談支援部会で開催する事例検討会に参加し、開催方法や進行について学ぶ。その後、事例検討会の立案や企画を、相談支援部会と協議・連携しながら行い、事例検討会を開催する。</p>
	自立支援協議会	運営会・本会議に参加、事務局運営を区と連携実施
	関係機関との連携および相談対応	<p><相談支援事業所> 相談支援事業所の後方支援を通し、相談対応・連携を行う。</p> <p><区内社会資源> 訪問は随時、相談支援事業所からの相談を伴ったものを中心に行い、各相談に沿った社会資源の調査・関係構築から情報収集を行う。訪問が出来ない若しくは新規の社会資源については、訪問だけでなく Web ミーティングや電話等も活用し情報収集及び関係づくりを行う。</p> <p><区外社会資源> 関係機関からの相談に準じた訪問を適宜行う。</p>

令和4年度 目黒区基幹相談支援センター事業内容 スケジュール (案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基幹運営会議		↔ 第1回			↔ 第2回			↔ 第3回			↔ 第4回	
研修会					↔ 第1回				↔ 第2回			
事例検討会				↔ 第1回						↔ 第2回		